

平成20年度 第4回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成21年2月20日(金) 金沢市役所 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 鴨野 幸雄(金沢大学名誉教授) 委員 春成 保(公認会計士) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授)		
次第	1 開会 2 審議 ① 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成20年度発注工事について (2)発注工事に係る平均落札率について (3)工事成績評点について (4)入札参加資格停止等の運用状況について (5)談合情報への対応状況について ② 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成20年度発注業務について (2)業務成績評点について ③ 平成21年度 入札制度改正について (1)総合評価方式の方針(案)について (2)役務契約に関する入札制度の改正(案)について ④ 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯 ⑤ 再苦情の申立について ⑥ その他 3 閉会		
審査対象期間	平成20年10月1日～平成20年12月31日		
抽出案件	9件		
工事	制約付き一般競争入札	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・疋田上荒屋線(北安江)高架橋上部工事 ・幸町地内ガス管及び配水管改良工事 ・県指定有形文化財旧山川家住宅移築修理工事(その2) ・平成20年度 臨海水質管理センター消化タンク改良工事 ・平成20年度 臨海水質管理センター2号ガスタンク設置工事
	指名競争入札	1件	・湯涌4号七曲町線橋梁災害関連工事(七曲橋下部工)
	随意契約	1件	・田倉橋水管橋防食修繕工事
委託	公募型指名競争入札	1件	・下堤・大手町線電線共同溝整備工事に伴う実施設計業務委託及び平成20年度大手町雨水管渠実施設計業務委託(補助)
	指名競争入札	1件	・今町ほか1町地内(その1)地下埋設物調査業務委託 二日市町ほか1町地内(その2)地下埋設物調査業務委託
	随意契約	1件	・湯涌田子島町地内道路災害復旧工事に伴う設計業務委託
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	平成20年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。		

別紙

総 括	
<p>各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 優良な施工及び業務を行うために、検査のみならず、業者に対して定期的な指導を行い、より品質のよい施工を目指すよう検討を行うこと。 2. 低価格での受注が増える中で、今後とも適正な価格と適正な履行に注視していくこと。 3. 再苦情申立に対して、採点内容については専門家である建設技術審査委員会の判断に委ねるべきであり、市の1回目の回答内容で充分であると思われるが、再苦情の申立がなされたことを鑑みると、既に配布してある資料を再度配布して理解を求めるべきである。 <p>なお、意見の詳細は次のとおり。</p>	
意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 低入札価格調査制度の失格基準について</p> <p>○ 工事について、低入札価格調査制度における失格基準があるのか。</p> <p>2 落札率分布について</p> <p>○ 今年度の落札率分布図について、94～95%と80～85%の間に集中しているが、どのように分析しているのか。</p> <p>3 工事成績評点について</p> <p>○ 工事成績評点について、点数が上昇するように業者に個別指導等を行うことはあるのか。指導を要すると思われる業者に対して、成績上昇のために研修等を行うことは考えられないか。</p> <p>4 最低制限価格での落札工事について</p> <p>○ 最低制限価格での落札工事について、同一業者が落札しているケースがある。低価格での落札は、受注のために少々無理をしているという面があるのではないかと。業者の経営状態も考慮し、最低制限価格応札での抽選において、1件目の工事の落札業者を2件目以降の抽選から外す等の対応は考えられないか。</p> <p>5 低入札価格調査を行った工事の割合について</p> <p>○ 低入札価格調査を行った工事の割合や、最低制限価格での落札工事の割合が前年度より低下しているようだが、どのように分析しているのか。</p> <p>6 委託業務の平均落札率等について</p> <p>○ 委託業務の平均落札率はどのくらいなのか。</p>	<p>・ 工事については、低入札価格調査基準価格が予定価格の85%に設定しており、それを下回ると調査対象となる。 失格基準は、①直接工事費が、発注者の設計金額の95%以上であること、②共通仮設費が、発注者の設計金額の90%以上であること、③現場管理費が、発注者の設計金額の60%以上であること、④一般管理費が、発注者の設計金額の30%以上であること、この①～④の基準のどれか1つにでも適合しない場合は失格となる。</p> <p>・ 以前の最頻度落札率帯は95%程度であったが、最近の競争激化に伴い、最低制限価格及び調査基準価格の目安となる80～85%のラインで落札する工事が増加してきたと考えている。</p> <p>・ 竣工検査時にアドバイスの話をするにはあるが、個別指導を行うことまではしていない。ご提案を頂いた点については、検討させていただきたい。</p> <p>・ 地方自治法施行令に同価の場合の抽選に関する規定があるため、政策的な対応は難しい。一方で、制度改正に伴い、最低制限価格は予定価格の80%程度に上昇しており、かつ、工事案件ごとに個別設定していることから、今後は以前のような定率75%の最低制限価格同額での抽選はあまりないと考えている。今後とも、ダンピングという点については注視していきたい。</p> <p>・ 低入札価格調査案件については、調査基準の改正による面が大きいのではないかと。最低制限価格工事については、制度改正により全件が個別設定となったため、最低制限価格ラインが見えにくくなったことが影響しているのではないかと。</p> <p>・ 委託業務は予定価格非公開であるため、落札率の集計はしていない。</p>

意見・質問	回答
<p>7 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯</p> <p>疋田上荒屋線(北安江)高架橋上部工事</p> <p>○ 総合評価方式において、評価値が最も高い者が2者以上となった場合はどうなるのか。</p> <p>○ 技術提案の評価者は誰なのか。</p> <p>○ 提案内容は各業者ごとに異なるのに、入札額が同額になる業者が複数出たのはなぜか。</p> <p>幸町地内ガス管及び配水管改良工事</p> <p>○ 総合評価方式の案件であるが、入札者が少ない理由はなぜか。</p>	<p>・ その場合は抽選となる。</p> <p>・ 設計担当課の課長補佐1名と、技術アドバイザーをしている他課職員2名の計3名で評価を行い、その評価結果に対しては、学識経験者の意見を聴取し決定している。</p> <p>・ 各業者とも受注意欲が強く、企業努力の結果として、低入札価格調査基準価格と同額(85%)で入札したのではないかと考えている。</p> <p>・ 発注当時、本市において、地元建設業者に対する緊急対策として公共工事の早期発注に努めており、同時期に多くの土木工事が入札に付されることとなり、とりわけ、ガス・水道管工事の下請業者が不足した状況であった。</p> <p>加えて、7月の大雨災害の復旧工事入札に備え、他工事への入札参加を手控える業者が多かったことなどの影響もあったのではないかと考えている。</p>
<p>県指定有形文化財旧山川家住宅移築修理工事(その2)</p> <p>○ 文化財の移築修理工事が結果として1者だけの入札となったわけだが、伝統技術を継承できる業者の育成という観点との関連について、どのように考えているか。</p>	<p>・ 伝統技術の継承については、金沢建築事業協同組合という団体にて職人を育成しており、そこには金沢職人大学校の修了生も属している。同様の工事について、受注業者の下請として関わっていくことが多くなるのではないかと考えている。</p>
<p>平成20年度 臨海水質管理センター消化タンク改良工事 平成20年度 臨海水質管理センター2号ガスタンク設置工事</p> <p>○ 同じような内容の工事に思えるが、なぜ、落札率が大きく異なる結果となったのか。</p>	<p>・ 消化タンク改良工事については、内容が既設タンクの改良であり、その既設タンクを施工した業者が落札者となったわけである。つまり、当該業者が最も本案件に精通しているという側面があり、入札額が比較的高めであっても、他業者が参加を見合わせると予測していたのではないかと考えている。</p> <p>一方、2号ガスタンク設置工事については、新設であるため複数での競争になると予測した各業者が、受注意欲を持って低入札価格調査基準価格と同額(85%)で入札したのではないかと考えている。</p>
<p>湯涌4号七曲町線橋梁災害関連工事(七曲橋下部工)</p> <p>○ 指名された19者中、低入札価格調査基準価格と同額で入札した8者による抽選となったが、その背景をどのように分析しているか。</p>	<p>・ 低入札価格調査に入ると資料の提出や数値的判断基準というリスクがある。また、災害工事ということもあり、工期もあまり無い。各業者とも受注意欲は高かったが、その辺りを考慮し、低入札価格調査基準価格と同額(85%)で入札したのではないかと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>田倉橋水管橋防食修繕工事</p> <p>○ 当該業者と随意契約するに至った経緯を確認したい。</p> <p>下堤・大手町線電線共同溝整備工事に伴う実施設計業務委託及び平成20年度大手町雨水管渠実施設計業務委託(補助)</p> <p>○ 予定価格は非公開なのか。非公開ならば、業者はどのように積算するのか。</p> <p>今町ほか1町地内(その1)地下埋設物調査業務委託 二日市町ほか1町地内(その2)地下埋設物調査業務委託</p> <p>○ 両案件とも不着の業者が多いように思うが、なぜか。</p> <p>湯涌田子島町地内道路災害復旧工事に伴う設計業務委託</p> <p>○ 当該業者と随意契約するに至った経緯を確認したい。</p>	<p>・ 本案件は、特許を必要とする工法にて施工するものであるが、その特許を有し、かつ、施工実績を有するのは当該業者のみである。</p> <p>・ 予定価格は非公開ではあるが、積算方法等は国に準拠しているため、予定価格の推測はある程度可能ではないかと考えている。</p> <p>・ 本案件は、土木C・Dランク業者に対して電子入札システムにて実施した指名競争入札であり、このような形態が今年度初めてのケースであったことが影響したのではないかと考えている。</p> <p>・ 本案件は災害復旧に関する業務委託であるが、既に業務に着手した後に追加的業務が発生したため、当該業者と随意契約したものである。</p>
<p>8 再苦情の申立について</p> <p>○ 苦情申立を行った会社が入札参加資格「無」となったのは、なぜか。グリーンセンターの焼却方法について、技術的な問題があったのか。</p> <p>○ 再苦情の申立の趣旨は、点数だけではわからない、点数を評価した内容を明らかにしてほしいということになると思うが、評価の基準は金沢市で公正中立に作成したものであるし、評価については建設技術審査委員会です正に行われたものである。それを公開すると究極審議内容まで全て明らかにしてほしいと成りかねない。それはいかなものかと考える。今回の苦情申立というのは、自社の技術力が評価されなかったことに対して異議があるという内容である。決して、技術力が問題となったわけではなく、金沢市の提示している工事技術審査要領に基づき、評価を行った結果、基準の300点に満たなかったという回答以上でも以下でもないと考えている。</p>	<p>今回の発注は、事前に技術資料の審査を行い、その資料で性能が確保されていると確認できた者のみ入札に参加できるという方法をとった。 苦情申立のあった会社が合格基準に達せず入札参加資格「無」となったのは、提出のあった技術資料に多くの不整合や疑問箇所等があったが、技術ヒアリングにおいても、これらのことが解消されなかったことから、結果として技術審査評価基準の300点に達しなかったからである。</p>

意見・質問	回答
<p>○ 個別的な評価のやり方まで示せということだが、建設技術審査委員会は専門家で構成されており、評価方法までは公表する必要はない。本人が何点であったかという点数の評価は公開するというのが、一般的な個人情報の取扱いである。例えば、入学試験でどう採点したかを公開してほしいといっても、裁判の判例は、その評価の具体は行政機関の専門的な判断となっている。評価に関する内容は公表する必要はないということは確立しているということで進めていったら良い。</p> <p>○ 採点内容については専門家である建設技術審査委員会の判断に委ねるべきであり、市の1回目の回答内容で充分であると思われるが、再苦情の申立がなされたことを鑑みると、既に配布してある資料を再度配布して理解を求めるべきである。</p>	<p>再苦情の申立については、委員の意見のとおり、市の第1回目の回答内容に、既に配布してある技術審査要領を再度配布して理解を求めて行くこととします。</p>